

報告第7号

平成30年度井笠地区農業共済事務組合資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告する。

令和元年9月4日提出

里庄町長 加藤 泰久

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告します。


記


特別会計の名称	資金不足比率 (%)
井笠地区農業共済事務組合農業共済事業会計	—

備考 資金不足額がない場合は、「—」と記載する。

里 監 第 32 号
令和元年 8 月 9 日

里庄町長 加 藤 泰 久 殿

里庄町監査委員 平 野 次 朗 

里庄町監査委員 平 野 敏 弘 

平成 30 年度井笠地区農業共済事務組合
経営健全化の審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 30 年度井笠地区農業共済事務組合の経営健全化の財政指標に関する書類を審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出します。

(別紙)

平成 30 年度井笠地区農業共済事務組合経営健全化審査意見書

第 1 審査の対象

資金不足比率の算定基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和元年 7 月 24 日

第 3 審査の方法

審査にあたっては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記の会計の比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

(単位：%)

会 計 名	平成 30 年度 資金不足比率	早期健全化基準
井笠地区農業共済事務組合 農業共済事業会計	—	20.0